

S23.5.19

昭和22(つ)10

実際の判決書（決定書）	ウェブサイト	頁	行
本件抗告は、昭和二二年	本件抗告は昭和二二年	1	4
「自己又ハ代人ノ責ニ	「自己又ハ代人ノ責に	1	9
事由ニ因リ上訴ノ	事由に因リ上訴ノ	1	9